

国際機関の見解

- 国連自由権規約委員会の最終見解 日本（仮訳・抜粋）（CCPR/C/JPN/CO/5 2008 年 10 月 30 日）

C. 主な懸念事項及び勧告

14. 委員会は、刑法第 177 条の強姦の定義が男女間の実際の性交のみを対象とし、かつ被害者の抵抗が強姦の要件となっていること及び被害者が 13 歳以下である場合を除き、強姦及び他の性犯罪について被害者からの告訴なくして起訴出来ないことに懸念をもって留意する。また、性的暴力の加害者が往々にして懲罰を受けることを免れていること又は軽い刑しか受けていないとする報告、裁判官が過度に被害者の過去の性関係に焦点をあて、暴行に抵抗した証拠を提供することを被害者に要求するとする報告、改正監獄法及び警察庁の被害者支援のガイドラインの監視・実施が効果的に機能していないとする報告及び性的暴力に関する専門の研修を受けた医師と看護師の不足及びそのような研修を提供する NGO への支援が不足しているとする報告を懸念する。（第 3 条、第 7 条及び第 26 条）

締約国は、刑法第 177 条の強姦罪の定義の範囲を拡大し、近親相姦、性交以外の性的暴行、男性に対する強姦が重大な犯罪とされることを確保すべきである。また、抵抗したことを被害者に証明させる負担を取り除き、強姦や性的暴力犯罪を職権で起訴すべきである。さらに、裁判官、検察官、警察官、刑務官に対する、性的暴力におけるジェンダーへの配慮に関する義務的な研修も導入すべきである。

27. 委員会は、少年と少女について 13 歳と設定されている性交同意最低年齢が低いことを懸念する。（第 24 条）

締約国は、児童の正常な発達の保護と児童虐待の防止を目的として、少年と少女の性交同意最低年齢を 13 歳とされる現状のレベルから引き上げるべきである。

- 国連女子差別撤廃委員会の最終見解 日本（仮訳・抜粋）（CEDAW/C/JPN/CO/6 2009 年 8 月 7 日）

女性に対する暴力

33. 委員会は、刑法において、性暴力犯罪は被害者が告訴した場合に限り起訴され、依然としてモラルに対する罪とみなされていることを懸念する。委員会はさらに、強姦罪の罰則が依然として軽いこと及び刑法では近親姦及び配偶者強姦が明示的に犯罪として定義されていないことを引き続き懸念する。

34. 委員会は、被害者の告訴を性暴力犯罪の訴追要件とすることを刑法から撤廃すること、身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪として性犯罪を定義すること、強姦罪の罰則を引き上げること及び近親姦を個別の犯罪として規定することを締約国に要請する。

- 国連児童の権利委員会の最終見解 日本（仮訳・抜粋）（CRC/C/JPN/CO/3 2010 年 6 月 20 日）

C. 主要分野における懸念及び勧告

3. 一般原則（条約第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 12 条）

差別の禁止

35. 委員会は、刑法が、強姦及び関連犯罪の潜在的被害者として女性や少女のみを認識し、それゆえ、これら規定により与えられる保護が少年に及ばないことに懸念をもって留意する。

36. 委員会は、締約国が、男児であれ女児であれ、強姦の被害者すべてに同様の保護が与えられるよう刑法改正を検討することを勧告する。

8. 特別な保護措置（条約第 22 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 37 条(b)、第 30 条、第 32 条～第 36 条）

性的搾取

82. 委員会は、締約国に対し、児童の性的搾取の事案を捜査し、加害者を訴追し、性的搾取の被害者にカウンセリングその他の回復の支援を提供する努力を強化するよう勧告する。